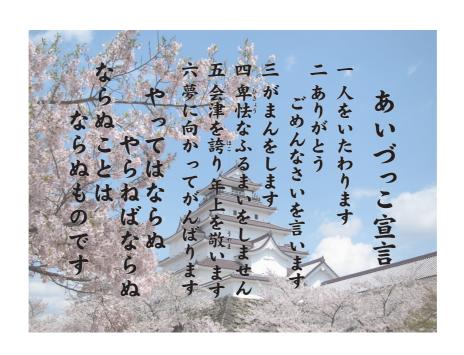
平成28年度

第2回 会津若松市いじめ問題対策連絡協議会

日 時:平成29年2月14日(火)午後3時から 場 所:会津若松市教育委員会 教育委員会室



会津若松市教育委員会

会津若松市いじめ問題対策連絡協議会

委員名簿

順不同 • 敬称略

		団体名	氏名
会	長	会津若松地区保護司会 会長	廣川 俊宏
副会	長	会津若松市社会福祉協議会 会長	武藤 淳一
委	員	会津若松市父母と教師の会連合会 会長	安藤 敦
委	貝	会津若松市子ども会育成会連絡協議会 会長	新井田 萬壽子
委	皿	若松人権擁護委員協議会 人権擁護委員	川島 安紀子
委	加	会津若松警察署 署長	渡部 茂
委	貝	福島県高等学校長協会会津支部総合学科部会長	加藤 知道
委	加	会津若松市立小中学校長協議会 監事	矢澤 良伸
委	員	福島県会津児童相談所 所長	猪狩 素巳
委	貝	会津若松市教育委員会 教育長	本田 樹
委	員	市民委員	佐藤和幸
委	員	市民委員	小畑 匠

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 協 議
 - (1) 心の教育の充実について
 - ・各種調査からみる青少年の実態について
 - ・道徳の教科化について
 - (2) 各団体の取組について
 - (3) 意見交換
 - (4) その他
- 4 その他
- 5 閉 会

- (1) 心の教育の充実について
 - ① 各種調査から見る青少年の実態について
 - ② 道徳の教科化について

ア 教育再生実行会議

「いじめ問題等への対応について」(第一次提言)(平成25年2月26日)・子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むよう、国は、道徳教育を充実する。そのため、道徳の教材を抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化する。その際、現行の道徳教育の成果や課題を検証するとともに、諸外国における取組も参考にして、丁寧に議論を重ねていくことを期待する。

1

イ 道徳の教育の充実に関する懇談会

「今後の道徳教育の改善・充実方策について」(報告) (H25.3.26設置。10回の審議を経て、H25.12.26報告。)

- ○道徳教育の課題
- ○道徳教育の改善の方向性
- ・道徳教育の改善を図るため、制度上、道徳の時間を「特別の教科 道徳」 (仮称)として新たに位置付けることを検討する。
- ① 省略
- ② 発達の段階ごとに内容を明確化。いじめの防止や生命の尊重、自律心、家族や集団に一員としての自覚、ルールやマナー、方の意義を理解して守ること、社会の一員としての主体的な生き方、アイディンティティなどに留意。
- ③ 省略
- ④ 数値による評価は今後も行わない。
- ⑤ 一定水準の授業が実施されるよう、教科書を導入することが適当。

1

ウ 中央教育審議会

「道徳に係る教育課程の改善等について」(答申) (H26.3.4設置。10回の審議を経て、H26.10.21答申)

ţ

エ 学習指導要領等の一部改正 (H27.3.27)

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について(通知)

1

オー学習指導要領解説、小(中)学校総則編、小(中)学校特別の教科道徳編

(HPに掲載(H27.7.3)

1

カ 「特別の教科 道徳」全面実施

- 小学校 平成30年度
- 中学校 平成31年度
- キ いじめに正面から向き合う「考え、議論する道徳」への転換に向けて(文部科学大臣メッセージ)について(平成28年11月18日)

会津若松市いじめ問題対策連絡協議会及び会津若松市いじめ調査委員会 に関する規則

平成27年3月31日 会津若松市規則第15号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 会津若松市いじめ問題対策連絡協議会(第2条-第5条)

第3章 会津若松市いじめ調査委員会(第6条-第9条)

第4章 雑則(第10条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、会津若松市いじめ防止等に関する条例(平成27年会津若松市条例第17号。以下「条例」という。)第21条第2項に規定する会津若松市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)及び第26条第3項に規定する会津若松市いじめ調査委員会(以下「いじめ調査委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 会津若松市いじめ問題対策連絡協議会

(組織)

- 第2条 連絡協議会の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 教育行政に関心のある市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係行政機関の職員

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前条第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規定にかかわらず、 その身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

- 第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第5条 連絡協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第3章 会津若松市いじめ調査委員会

(組織)

第6条 いじめ調査委員会の委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから市 長が委嘱する。

(任期)

- 第7条 委員の任期は、前条の規定により委嘱された日から条例第26条第2項の規定により答申を行った日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第8条 いじめ調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、いじめ調査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第9条 いじめ調査委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 いじめ調査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、そ の説明又は意見を聴くことができる。

第4章 雜則

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。